

- ②「～だからできない」「～だから無理」という後退的思考をする者
→文句ばかりの典型。「～するためには、何をどう工夫すればいいか」こそが教師である。
- ③「授業を増やす必要はない」「授業をあまり多くはしたくない」という者
→授業こそが教師の本分である。

上記のいずれかに該当してしまったら、資質に大きな問題ありということになる。

3. 「教師」であるということ②

自問自答しなければならない。

自分は何のために教師になったのか。

当たり前のことであるが、今一度意識すべきことである。

自分のために生徒が存在するのではない。
生徒のために、自分が存在している。

埼玉県八潮市と東京都品川区を視察して、その「当たり前のこと」について、より一層認識を深めた。

これを逆に考えてはならない。教師たる者、生徒のために何か手立てを講じることを「負担である」と考えてはならない。「負担である」というのは「やりたくない」「面倒くさい」ということであり、明らかに「自分のために生徒が存在する」と考えている証左である。

それは、教師として実に恥ずかしい考え方だ。ぜひとも「自己推薦書」あるいは採用試験の論文に自分が書いた文章を思い出していただきたい。「生徒のために、自分が存在している」と考えられないというのであれば、教壇に立つ資格はないと心得たい。

私は教諭時代、朝7時半に学校に行き、帰宅するのは夜の7時頃であった。だが、それで仕事が終わったわけではない。学級通信を書いたり、授業プランを作ったりするのは、いつも帰宅してからであった。仕事が終わるのは、大概11時半か12時頃である。

しかし、それを負担に思ったことは一度もない。教育を「自分の一生の仕事」と決めた以上、「結果を出す」こと、「仕事のために時間を惜しまない」ことがプロであり、それこそが最も楽しいことであると考えていたからである。早く明日が来て、今考えた授業をするのが待ち遠しかった。

多くの教師は同じだろうと思う。誰もがそのために教師になったはずだからである。

それは、「できるだけ授業をしたくない」「授業を増やす必要はない」「授業時数を可能な限り減らしたい」という教師にあるまじき考え方とは対極にある。

4. 教師の仕事は「結果責任」である

言わずもがなであるが、

生徒や保護者、負託している方々にとって、教育は「結果がすべて」である。

「過程を評価する」というのは、「子供の学習」にしか適用されないのである。

いや、教育だけではない。職業人というのは、すべてそうである。不良品を買わされたのに、「でも、努力して作ったんですよ」と言われて納得する人は、世の中に一人もいない。

「できない子供をできるようにする」「できる子供をもっとできるようにする」「子供の心を育てる」ために学校があり、そのためにあらゆる努力を厭わないのが教師であり、それによってこそ、我々は対価としての給料を得ているわけである。それが「職業人」である。

「できない子供ができないまま」の状態でも一通りのことしかしないのであれば、それは「教師としての仕事をした」ことにならない。風邪を引いた患者を治せなかったら医者ではない、というのと同じである。それでいいと言う保護者や患者は一人もいない。

何度も書いたことだが、「全国標準を目指して奮闘したけれど、結果的に達しなかった」というのは、あり得る。我々の仕事はすぐに結果が出る性質のものではなく、しかも相手は人間なのであるから。

とはいえ、「でも、努力はしたから」とは、自分で言ってよい言葉ではない。外に向けて言える言葉ではない。それは、「負担」などと思うことなく、ありとあらゆる努力に努力を重ねた末に、人様に言っていただく

言葉なのである。

生徒のために、自分が存在している。

それが「教師」ということなのである。

5. 「学び続ける」ということ

私が尊敬する教師の言を引く。

教育実践記録を書くことは、まとまった教育実践の発表というより、より価値ある教育をしたいという絶えざる追究過程への参加である。

すぐれた実践の創造は、教師全体に課せられた共同の仕事であり、幾世代にもわたって引き継がれていく課題である。それは一教師一研究団体だけでできるものではない。

向山洋一著『跳び箱は誰でも跳ばせられる』（明治図書）p. 83

研究会等で発表するための原稿や、本などに書くものだけが教育実践記録ではない。「学習指導案」あるいは「授業記録」「指導記録」もまた、教育実践記録なのである。であれば、「教育実践記録を書く」というのは、紛うことなく我々教師の「本務」ということになる。

この文章には、その理由が端的に述べられている。「教師全体に課せられた共同の仕事」への参加の証」だということである。

だからこそ、中学校・国語教師の私が「跳び箱の跳ばせ方」を学び、自分の実践に役立っていたのである。

先に、「教育雑誌の定期購読や、教育書の20冊30冊読んでいないような教師に指導される生徒は、間違いなく可能性を大きく縮められている」と書いた。

ある自動車会社のトップセールスマンによると、彼らは自分の給料（手取り）の2～3割を「トレーニング」つまり研修に使うという。民間企業の方々の研修は、基本的にはほぼ「自腹」である。

それに比べると、逆に旅費をもらって研修することができる自分たち公務員は、、、研修のために、巨額の税金が投じられている。

誤解を恐れずに言うが、教師の力量には差がある。事実として、

「力量の高い教師」と「力量の低い教師」がいる。

わけである。

もちろん、「力量」というのは「経験年数」に比例しない。残念ながら、経験が長くても力量の低い教員は多い。

逆に、経験が短くても力量の高い（高くなる可能性を感じさせる）教師も少なからずいる。

要因は様々であるが、果たして「お金をもらって研修する」以外に、どの程度の「自腹で学ぶ場」を持っているかというのも、教師としての力量を決める重要な要因の一つである。

「絶えざる研修」こそ、教師の使命である。

だから、

学び続ける教師だけが、生徒の前に立つことを許される。

のである。

当たり前なことだ。「学ぶ」ことを教える立場にある我々が学び続けずして、教師たる資格はない。

大相撲には、「三年先の稽古」という言葉がある。「学び続ける」ことの意味を物語る言葉である。

私の知っているある女性教師は、育児休業中に特別支援の勉強をして免許を取得したという。育児と並行して、というのは並大抵のことではない。頭が下がるのみである。

最初にも書いたとおり、研究会等への参加や、教育雑誌の定期購読、教育書の20冊30冊程度は「最低ライン」と考えたい。それが「自分を磨く」ということでもある。

6. 「教壇に立つ」ということ

結局はこういうことなのである。

学び続ける教師だけが、教壇に立つことを許される。
成長し続ける教師だけが、子供を成長させることができる。

「公教育」である。「私教育」ではない。

よって、我々は「生徒のため」に存在している。決して「自分のため」ではない。

また、我々は「生徒の理想実現のため」に存在している。決して「自分の理想実現のため」ではない。

さらに、我々は「組織人」である。「個人事業主」ではない。

しかし、教師として人間である。失敗もすれば、間違いもある。勉強不足の部分も少なくない。だからこそ、学び、改善し、成長する姿を生徒に見せることが大切なのである。

そのためにも、生徒に対して、保護者に対して、地域社会に対して、恥ずかしくない自分でいなくてはならない、というのが教師としての気持ちの持ち方である。

「自分は全国標準でなくていい」「全国標準が理解できない」という教師に習う子供は不幸であると、これまで何度も述べた。同様に、「学ばない」「成長しない」教師に習う子供は不幸であるということが言えるのである。

7. 「公務員」であること

繰り返し述べてきたことであり、重々理解しているはずのことであるが、確認しておく。

我々学校の職員は、「地方公務員」である。また、校長、教員は「教育公務員」でもある。当然のことながら、教育公務員特例法、地方公務員法等の法令に基づいて存在し、業務を遂行するわけである。採用時に地方公務員法第31条に従ってサービスの宣誓を行い、職責と法令遵守を使命として固く誓うことで公務員の身分を得たわけである。

【日本国憲法】

第15条 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

【地方公務員法】

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】（地教行法）

第43条 2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

上記は公務員としての「職務上の義務」であるが、他に「身分上の義務」もあることを忘れてはならない。

- ①信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ②秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ③政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条及び国家公務員法第102条）
- ④争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑤営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条及び教育公務員特例法第17条）

これらの法令を遵守するのは当然の義務であるにも関わらず、相も変わらず違法な「ストライキ」（争議行為）といった反社会的行動を計画する団体が存在している。ストライキは、地方公務員法に明確に示されているように「計画するだけ」でも違法なのである。

児童生徒に「決まりを守る」「ルールを守る」ことを指導している立場にありながら、違法行為であることを自認して加担するというのは何としたことか。そんな行為に与すること自体が汚らわしいことのはずである。教師としての自覚を求める。

8. 学校は「組織」である

学校は「組織」であり、教育自体もまた「組織的」に行わなければならない。これは、教育基本法第6条第2項に明確に規定されていることでもある。

改めて、

「報告」「相談」

ということを肝に銘じていただきたい。

管理職への報告を怠り、相談もせず、勝手な判断をしてはならない。

さもなくば、「組織人」としての資質が問われることになる。以前も述べたとおり、我々は公教育を担う公立学校に勤務する者であり、組織人である。

昨年度は、外部講師の招聘について「校長が当日の朝になって初めて知る」ということが複数回あった。

今後はそのようなことが絶対にないようにしなくてはならない。組織人として、提案から文書の起案、校長決裁に至る正しい手続きを怠ってはならないのである。

繰り返すが、学校はプロの組織体である。教師たる者、それだけの責任と自覚を持つ必要がある。

また、これも何度も繰り返し述べていることであるが、

公立学校職員は「公務員」であると同時に「組織」の一員である。

当たり前であるが、

公立学校職員は「個人事業主」ではない。

「小清水町という自治体組織の職員」

であり、

「小清水町教育委員会という組織の監督下にある職員」

であり、

「小清水中学校という組織に所属する職員」

である。

もちろん、「組織」という視点で考えれば民間企業も同様であり、殊更公務員の世界だけに当てはまることではなく、「社会の常識」「社会人として当たり前のこと」と言うこともできる。

教諭、養護教諭、事務職員の上司は教頭であり、教頭の上司は校長であり、さらに校長の上司は教育委員会教育長である。我々も組織人として社会人として、こうした、「上司一部下」の関係や指示・命令系統を、きっちりと認識しなければならない。

もし、「個人事業主」的な意識が僅かでもあるとしたなら、そのような意識は早急に改め、自覚する必要がある。どうしてもその改善ができないのであれば、やはり「公務員」及び「組織人」としての資質に問題ありと言わざるを得ない。

9. 「組織」としての学校運営の充実

校務分掌の各部、各学年部ともに、主任を中心としてさらに組織的・機動的な運営をしていく。そのための全体的な連絡調整は校務運営委員会の場で行う。

それぞれの個性や得意分野を生かし、適材適所で各業務を推進していく。

ただし、前述の通り、学校は学生サークルではない。「プロ意識」を持つことが重要である。

自分は、この仕事を果たすことで給料を得ているのだ。

それが「プロ意識」への入り口である。

10. 市町村立学校職員の立場について

「学校経営計画」にも書いてあることである。

不勉強な教員は、「自分は道の職員であり、市町村とは関係がない」と勘違いをしている。

改めて確認しておく。

小清水町立学校の職員は、「小清水町という自治体の職員」である。

よって、小清水町の条例、規則に従う義務がある。

教育委員会は、当該自治体の教育全体を司り、学校を設置・管理し、諸施策を立案・決定する機関である。また、言うまでもなく学校職員の服務監督をする機関でもある。

また、学校は教育委員会の出先機関として、教育委員会が立案・決定した諸施策を実行する場、即ち執行機関である。つまり、

自治体の教育施策を執行・具現化するに当たって、その効果を最大限発揮するための創意工夫こそが、公立学校職員の職務である。

ということである。

もし、「学校職員も教育施策の立案・決定に関与できる」という誤った考えや思い込みをしている職員がいるとしたら、改めなくてはならない。

学校には、自治体の教育施策を立案・決定する機能はない。もちろん、その過程に関与する権限も有していない。それがレイマンコントロールの本質でもある。

今後は自身の職務の内容も含めて、十分に理解を深めていただきたい。

11. 「TPO」ということ

「TPO」とは、Time（時間）、Place（場所）、Occasion（場合）の頭文字である。

「時」と「場所」、「場合」に応じた方法・態度・服装等の使い分け、つまりは行儀であり、礼儀であり、作法ということになる。

（1）服装を自己点検する

勤務時の服装については、教科等の特性にも依拠するため、十把一絡げに言うことはできない。もちろん、毎日スーツを着用せよとまで言うつもりもない。

しかし、我々は社会人なのである。社会人として相応しい服装というものがあろう。

当然、来客時には来客時の服装や態度というものが求められる。寒い時には寒い時に合わせた服装や準備を、暑い時には暑い時に合わせた服装や準備をするのと同様である。場面に応じた服装である。

ウインドブレーカーや外套のような、外で着るものを着用して授業をしていないか。

パーカーのようなフード付きのものを着用して授業をしていないか。

我々教師は全員、生徒に対してTPOに応じた方法・態度・服装等の指導をしている。

たとえば、なぜ「テストの日は制服登校しなさい」という指導をしているのか。生徒に制服で登校するように指示しているながら、自分はジャージ姿で……では筋が通らない。テストの日にもかかわらず、一部ではあるが未だにジャージ姿で勤務している者がいるというのは残念である。これは改善しなければいけない。

当然のことながら、来客がきちんとした服装をしているのに、自分は……というのも恥ずかしいことであり、礼を失することである。

私は、新採用以来「ノーネクタイで授業をした」ということは一度もない。（ここ数年こそ、省エネクールビズを取り入れているところではあるが）

若い頃、NHKの取材で放映用に授業を公開したことがある。そのとき、NHKの記者に「テレビの取材だからネクタイしているんですか」と言われたことがある。なんと、「ネクタイをして授業をしている先生を見たことがない」というのだ。その記者は、教師というのは服装がだらしないものだと思っていたという。

情けない話である。

（2）名札を付ける

名札は、今年度より町職員と同じのものが用意されることとなった。常時着用とまではしていないが、少なくとも出張・外勤時や来客時、生徒に制服登校させる場合などには、言われずとも着用するのが社会人としての常識である。勤務時に名札を付けて自分がどこに所属する誰であるのかを明示するというのは、自らに責任をもつという意思の表れなのである。

数年前、初任者研修で来校した6名が、誰も名札を付けていなかった。私は、その初任者たちに対して、「手元に名簿があっても、このような状態では誰が誰なのか、私にはまったくわかりません。勤務校で名札の用意がないのであれば、自分で作って付けてください」

と指導した。

つまり、「名札を付けるというのは、相手に対する礼儀でもある」ということでもある。

このようなことは、自分で適切な判断ができなくてはならない。生徒に名札着用の指導をしている立場にある者として、自分はどうすべきなのかということをも自分自身で考えなくてはならないということである。私自身を含めて、改めて考え直したい。毎回毎回、その度ごとに管理職に言われなければならないというのは、教壇に立つ者としてどうなのか。

要するに、「生徒に指導する立場であれば、教師もまたその体現者でなくてはならない」ということなのである。これは、「生徒への指導は自分への指導でもある」ということに他ならない。自分がしていないこと、できないことを生徒に求めることはできない。だからこそ「教える師」なのである。

(3) 名刺を持つ

教師も「学校に籠もっていてもいい」という時代ではない。総合的な学習や外部人材活用、児童生徒の学習環境整備や進路指導関係などで、学校外の方々と会う機会が格段に増えている。相手から名刺をいただいたのに、自分の名刺がなかった……では、相手に対して失礼にあたる。「名刺を用意する」というのは、これもまた名札と同様、「相手に対する礼儀」なのである。

名刺用紙は事務で用意してあるので、各自工夫を凝らして作成していただきたい。

12. 「言語環境」づくりの必要性

日本語の乱れというのは、いつの時代でも指摘されていることである。

時代とともに少しずつ言葉が変化していくのは当然であり、時代の流行があるというのも理解している。しかしながら、「変化」と「乱れ」「流行」は違う。また、「乱れた言葉」や「流行している言葉」が無意識に飛び交うというのは「学ぶ場」として適切かどうか、ということも考える必要がある。

生徒にとって、最も身近で最も重要な言語環境は教師である。「起きている時間」のうち、最も長い時間を過ごすのが学校であるということを考えると、「生徒の言葉は学校で育つ」と言っても過言ではない。であれば、我々教師は「言葉（言語）」というものを意識していかなければならないということになる。しかし、現実問題として、生徒に最悪の言語環境を提供してしまっていないか。「それは自分である」という自覚をしていただきたい。

もちろん、故郷訛りや方言というのは別である。これは我が国の大切な文化であり、別に考えることになる。私も、標準語を使っているつもりではあるが、もしかしたら少しは茨城弁や茨城訛りが出ているかもしれない。

13. 教員の給料

どこの世界でもそうだが、「最低でも給料分は働こうよ」ということである。これは少しも特別なことではない。世の中の当たり前の考え方である。

「給料の問題ではない」などという美しい言葉を否定はしない。

しかし、「年齢」や「経験年数」で給料に差があるのは事実なのである。それは、「年齢」や「経験年数」が上の者ほど「質・量ともにすぐれた仕事ができる」ことを前提としている。現実がどうなっているかは別としても、本来、そうでなくてはおかしいはずだ。

それだけではない。同じ公務員でも、教員の給料は行政職よりも優遇されている。40代後半の教員の給料は、役所・役場の部長職とほぼ同等である。50代になると、部長職を上回る。つまり50代にもなると、自分より給料が高いのは市町村長、副市町村長、教育長ぐらいしかいないのである。

30代前半でも係長職レベル、20代後半でも係長職一步手前の給料だ。新採用でも主任クラスの給料を得ているのである。

「自分は、それに値する仕事をしているか？ 恥ずかしくない仕事をしているか？ 結果を残しているか？」ということなのだ。

大変残念だが、私はこれまで、仕事をしない、仕事ができない、それどころか他者に押し付ける、あるいは仕事をしたとしても手抜きや間違いが多くて周りに迷惑がかかる、そのくせ声は大きく、言うことだけは達者で、他者の仕事に文句を付け、自分は「できる」と思い込んでいる……という、溜息をつくしかない人に少なからず出会ってきた。

そんな人間にだけはなあって欲しくないと願っている。

「結果が期待されているからこそその給料である」と心得なければならない。それが「プロ」である。

14. 小清水中学校「不測の事故」等防止ガイドライン

三年前の日高の事件、一昨年の紋別の事件は他人事ではない。

特に、最近ではセクハラやわいせつ事件が多発している。「こんなことがセクハラになるの？」という言い訳は、残念ながら通用しない。当然のことながら、職員同士も同様であり、十分な注意が必要である。

また、教員というのは特殊な職業だ。家にも電話をつける努力が必要である。さもなくば、もし事件・事故が起きて、校長としても庇いきれない。全責任を自分自身で負うことになる。

また、生徒とメールを交換している人はいないと思うが、以ての外である。

3月27日、北海道教育庁より「職員と児童生徒との連絡手段の適切な取扱いについて」という通達が出され、校務運営上必要な場合を除き、児童生徒から携帯電話番号や電子メールアドレス等の個人情報を取得すること及び通信することが禁じられた。校務運営上必要な場合も校長の許可が必要とされ、使用後は破棄することとされている。保護者についても「児童生徒の扱いに準じる」ことになっている。

もし、生徒・保護者の携帯電話番号や電子メールアドレス等を記録していたら、早急に削除すること。

本ガイドラインを、改めて熟読願いたい。

15. 特別支援教育の充実

支援学級の生徒、一般学級に在籍している支援の必要な生徒への充実した指導のできる全校体制づくりに努める。

学校の評価基準は、

「支援学級の子供」「支援の必要な子供」が明るく、楽しく、生きる力を付けているかどうか。

である。

支援学級こそが学校の中心の中の中心である。そのために、すべての教育活動の「目標・ねらい」等に「支援学級の子供」「支援の必要な子供」への対応を明記し、あらゆる場面で全職員が支援教育にかかわっていく。

16. 道徳授業の充実—今年度も全校体制で取り組む

平成30年度より、道徳が「特別な教科」として位置付けられる。昨年度より『心のノート』が大幅に改訂され、『私たちの道徳』となった。これは、準教科書に等しい。

道徳の「教科化」は、まさに世情の反映である。詳細に述べるまでもない。文部科学省のパブリックコメントでも、57パーセントが賛成意見であったことから、それがわかる。

小清水も決して例外ではない。毎年、生徒指導上「大事件に発展し得る事件」「大事件になっていてもおかしな事件」は少なからずある。ヒヤリ・ハットの法則は、常に意識してはならない。

また、「いじめ」の問題も残念ながら未だその根を断ち切れていない。「いじめ」は生徒の命にかかわる重大な問題である。生徒の命が危機に晒されるようなことは、万に一つもあってはならない。

そのような問題を未然に防ぐためにも、道徳教育は重要である。当然、道徳教育の要としての道徳授業を充実させることは、学校の、教師の責務である。

いじめ予防の道徳授業をすることは、本校では学級担任の義務となっている。もし実施していない担任がいたとしたら、それは生徒の命の軽視につながるのだという自覚をしなければならない。しっかりと勉強し、自分なりの「いじめ予防の授業」を作っていただきたい。

それも含めて、道徳授業をさらに充実させるために、今年度も全校体制で取り組んでいく。

思春期の中学生は、さまざまな価値観を学ぶ必要がある。そのため、全教員が定期的に授業を担当する。もちろん、管理職も全学級で道徳授業を行う。所属学年部の壁を越えることも大切である。道徳教育推進教師の計画の下、35時間きっちりと道徳授業を実践していく。

なお、税金で運営されている公立学校として、学校の4領域の教育活動（各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間）は、すべて納税者に公開する義務がある。よって、3回の授業参観の中で必ず1回は道徳の授業を公開する。

17. 学力向上のための指導の工夫

授業の改善、授業力向上はもちろんであるが、それだけでは中学生の学力は向上していかない。家庭学習が決定的に大切である。「家庭学習の手引き」は作成したが、それだけでは「仏作って魂入れず」で終わってしまう。家庭学習時間の確保、家庭学習の具体的な仕方の指導、保護者との連携、学習委員会による生徒の取り組みなど、多くの場で指導をしていく必要がある。

今年度の長期休業中の強化学習は、学習係の計画の下、今年度は各教科担任が担当して「夏3日・冬3日」という日程で、「希望者及び学力に課題のある生徒指名」で実施する。ただし、すべては「結果」次第である。結果が出なければ、来年度は「全員参加」に戻し、日数を増やすこともあり得る。

また、必要に応じて各学年単位で放課後等に補充学習を実施していただきたい。授業だけでは不十分にもかかわらず、何も手立てを講じないということにはならない。

その中で家庭学習の習慣化の指導を重ねることで、相乗効果を高めていく。

18. いじめ防止対策推進法への対応

同法に基づき、小清水町立小清水小・中学校いじめ防止基本方針が策定されている。この方針に従い、いじめ対策主任を中心に実効性のある対応を図っていく。毎月アンケートを実施しているが、結果に応じできちんとした個別の対応が必要だ。

大津市のいじめ自殺の事件、切なく、悲しい限りである。学校側の責任は免れない。しかし、他人事ではない。

ただ、こうした事件の度に、寂しく思うことがある。

それは、「やめろよ」と言う生徒が一人も出てこないということである。アンケートで、「自殺の練習させられていた」「葬式ごっこしていた」「殴られていた」というのがあったということであるが、そこまで見ていながら、どうして「やめろよ」と言わないんだよ、と。

見て見ぬふりをしていた教師がいたというのは言語道断であるが、生徒も全員が見て見ぬふりをしていただけである。

我々教師の責任は、当然である。しかし、教師にも限界がある。すべてが見えるわけではない。

やはり、生徒の力も大切である。

そういうときに、「やめろよ」といえる生徒、最低でも「こんなこと起きてるよ」と教師に伝えることができる生徒を育てる学年づくり、学級づくりをしていただきたい。

19. 「職員会議」の法的性格

学校教育法施行規則において、次のように定められている。

(第79条により中学校に準用)

第48条 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

学校教育法施行規則では「置くことができる」と規定されている。これは、換言すれば「法的には置かなくてもいい」ということであり、その判断は「設置者の定めるところにより」ということで教育委員会にゆだねられている。

第2項の「校長が主宰する」というのは、「校長が運営主体として司る」ということである。これは、学校教育法第37条第4項に定められている「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」を受けているものであり、決定権限者が校長であることを明確に示しているものである。

そのため、職員会議の機能は「校長の職務の円滑な執行に資するため」となっている。

学校教育法施行規則の規定を受け、小清水町立小中学校管理規則では次のように定めている。

第6条の2 学校には、校長の職務の円滑な執行を補助させるため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

ほぼ似たような条文だが、明確に「職員会議を置く」としており、これに基づいて本校には職員会議を設置しているということになる。

学校管理規則では、職員会議の機能がより具体的に表現されている。「校長の職務の円滑な執行を補助させるため」とあることから、職員会議が「校長の補助機関」であることがわかる。

ただ、毎月開く必要はない。市区町村によっては、学期に1回程度のところもある。今後は、職員会議の議題をもっと厳選し、職員朝会で十分な案件は職員朝会を活用することとする。その上で、開催する必要のない月は開催しないことも検討する。

職員会議の在り方については、昨年度、大阪の問題に端を発して文部科学省の全国調査が入ったこともあり、現在検討中である。道教委の通知に従い、道立学校と同様に本来の姿である「校長決裁の場」とすることを考えている。会議での議論の推移を見ながら、その場で校長として「決定をする」意思表示の場にするということである。

校務運営委員会の機能も含めて、検討していく。

それはさておき、会議時間縮減のため、今年度は下記を徹底していただきたい。

- ①提案者は、一切説明をしない。補足説明も不要とする。議案は事前配付されているため、必ず目を通しておく。
- ②司会の進行で、いきなり「質疑・検討」から入る。
- ③議題を厳選し、時間をかけて議論する必要のあることのみ上程する。それ以外は議題とせず、職員朝会等を活用する。

昨年度は研修と抱き合わせとしたが、結果として研修の時間がほとんど取れない状況に陥った。今年度は、そうならないように研修を先に実施して、確実に1時間の研修時間を確保する。

上記を徹底し、会議がスムーズに進行するように協力をお願いします。

20. 小清水中学校を「全国標準」以上の学校にする

(1) 学力向上について

不勉強な教員は、屢々「学力だけが教育ではない」「数値だけが学力を測る尺度ではない」という考え方を持つ。自分の力量不足を、そのような詭弁で糊塗しているわけである。そのような考えは、早急に改めていただくしかない。

優秀な教師は、「それは数値で測れる学力をきっちり付けてから、初めて言うことが許される言葉」であり、「学力も、その他も、という文脈で使うべき言葉」であると理解している。

よって、「学力向上の前にやることもある」という言い方はあり得ない。少なくとも、教師が口にすべき言葉ではない。我々は、教師である以上「学力向上のためにやることもある」「学力向上とともにやることもある」という意識を持たなくてはならない。「それよりも」ではなく、「合わせて」「その上に」ということである。

公教育である以上、「どこに住んでいるかで学力格差が生じる」ということはあってはならないことだが、現実問題として生じてしまっている。であれば、その格差をなくしていくのが教師の使命であり、第一の職務ということになる。個別に見ればさまざまな現実や事情というものはあるにしても、それを以て是とせず、弛まぬ努力をしていかなければならない立場にある。

特に、我々中学教師は「教科」で採用されているという事実を踏まえると、免許教科の学力を保障するというのが何よりも優先されると心得る必要がある。

(2) 体育祭での国旗掲揚について

体育祭の開会式での国旗掲揚、閉会式での国旗降納は、一昨年度より実施している。

国旗及び国歌に関しては、学習指導要領で以下のとおり示されている。

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

この「など」について、「学習指導要領解説」では次のように説明されている。

入学式や卒業式のほかに、全校の生徒及び教職員が一堂に会して行う行事としては、始業式、終業式、運動会、開校記念日に関する儀式などがある

つまり、入学式と卒業証書授与式以外に国旗掲揚、国歌斉唱を実施する場面を、学習指導要領では「全校の生徒及び教職員が一堂に会して行う行事」としているわけである。具体的にどの行事で実施するかというのは校長の判断となるが、私は、

- 1) 保護者も含めて外部から多数の来客があり、来賓をお招きする。
- 2) 開会式、閉会式などの儀式がある。

という条件を満たす行事である体育祭を対象としている。

抑も、体育的な行事の開会式での国旗掲揚、閉会式での国旗降納は常識である。国民体育大会然り、甲子

園大会然り、高校総体然り、中学校体育大会然り、プロ野球然り、サッカー然り。当然のことながら、小中高校等の運動会・体育祭での実施も常識中の常識なのである。地域によっては、地区の小さなスポーツ大会等でも実施している。「全国標準」という所以である。

このような「当たり前のこと」を実施していない（知らない）のは、北海道など極一部に限られる。まさに、「井の中の蛙」なのである。そんなのは「地域性」でもなければ「独自性」でもない。もちろん「特色」でもない。

しかし、最早そのような時代ではない。税金で運営されている公立学校として、全国標準の状態を実現するのは当然のことである。

体育的な行事における国旗の扱いは、通常、

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①入場行進で係の生徒が国旗の四隅を持ち、先頭を歩く。②最後の整列行進でそのまま掲揚塔に行き、中央ポールに掲揚の準備をする。③国歌に合わせて、「苔の生すまで」で止まるよう、ゆっくりと掲揚する。 |
|---|

という流れであるが、本校では始めたばかりでもあるため、①を省略とした。行進中も掲揚台で待機していて差し支えはない。

だが、まだまだ不十分である。今年度は、係生徒（生徒会役員と限定しない）に校長自らその指導をすることとする。

我々は「公教育」の担い手たる教育公務員として、こうした「常識的なこと」を理解し、生徒にきっちりと教えていくべき立場にある。たとえ非常識なことでも自分の思想信条として持つだけなら自由であるが、学校はそれを教える場ではない。

学んだことをどう生かしていくかは生徒の生き方・考え方であるが、「常識的なこと」を教えられないことほど不幸なことはない。今後とも教えるべきことを確実に教えていく。

なお、本校では国旗を常時掲揚としている。全国的には、毎日の国旗掲揚を児童生徒の委員会活動や日直当番活動としている学校も多いが、本校では当面、公務補業務にしている。

(3) 吹奏楽部による国歌演奏

学校の式典における吹奏楽部による国歌演奏は、全国標準である。特に中学校、高校では、吹奏楽部による演奏が当たり前の風景である。本校では、入学式・卒業証書授与式等で平成24年度より、体育祭で平成25年度より実施している。小清水小学校も同様である。

吹奏楽部がない場合は、体育祭等の室外式典ではCDによる伴奏、入学式や卒業証書授与式等の室内式典では教員によるピアノ伴奏が標準となる。

(4) 「全国標準」を満たして、しかる後に初めて「独自」

本校は、多くの改革を実施した結果、かなり「全国標準」に近づきつつある。が、もちろんこれで十分という段階ではない。近づいてはいるが、それは相対的なことであって、「遙か遠い」というのが実情だ。また、北海道全体もさまざまな経緯を経て改善が進みつつあるが、話にならないレベルである。

一步ずつ、一つずつ、我々自身も学びながら前進していく必要がある。

本文書で繰り返し述べているとおり、「公教育」である。「公教育」であるからには、まずは「全国標準」に立脚するというのは、改めて語るまでもない。

ただし、「全国標準」というのは、到達目標ではない。「最低基準」である。つまり、「そこに達すればよい地点＝ゴール」ではなく、「ものごとを始めることができる地点＝スタート」に過ぎない。（その意味で「立脚」である）

これを満たして、初めて「独自性」というものが許されるのである。

2.1. 教師として「全国標準」たること

公教育に携わる公立学校の教師である我々自身が、考え方も力量も「全国標準」でなければならないというのは自明の理である。

言うまでもなく、「全国標準を知らない」というのは恥ずかしいことであり、「自分は全国標準でなくていい」「全国標準が理解できない」というのは「公教育に携わる公立学校の教師」として許されることではない。

なぜならば、それは「自分が教える生徒は全国標準以下でいい」ということと同義だからである。

「全国標準を目指して努力したけれど、結果的に達しなかった」というのはあり得ることであるが、初めから「それでいい」というのは、絶対にあってはならない考え方である。そのようなことでは、教師失格と

言わざるを得ない。

そんな教師に習う生徒は不幸である。「全国標準」に達していない教師が、「子供を教育する」という恐ろしい仕事を担ってよいはずがないのである。

2.2 「特別活動」のバランス適正化（生徒会活動の重点化による軽量化）

学校の教育活動（教育課程）は、以下の4領域から構成される。

- ①各教科
- ②道徳
- ③特別活動
- ④総合的な学習の時間

このうち、特別活動は次の分野から成り立っている。

- ①学級活動
- ②生徒会活動
- ③学校行事

各教科、道徳、総合的な学習の時間については、それぞれ学校教育法施行規則別表第2（第73条関係）によって授業時数が配当されているが、特別活動については「学級活動」にのみ35時間が配当されている。ここで、きっちりと認識しなくてはならないことがある。それは、

学級活動は、生徒会活動や学校行事のためにあるのではない。
学級活動は、「学級の活動」のためにある。

ということである。

では、「学級活動」ですべきことは何か。

学習指導要領に明記されているので、ここでは述べない。少なくとも、何かを話し合ったり、何かを決めるためだけにあるのではない。

もちろん、生徒会活動や学校行事に関することを学級活動で扱うこともある。ただし、それはあくまでも学習指導要領に定められている「内容」とそのバランスに合致する範囲に限られる。

ところが、本校の状況には以下の問題点がある。

- ①学級活動の内容が、あまりにも生徒会活動に偏りすぎている。
→「学級」は「生徒会」の「下請け」か？ 否、構成要素ではあるが「下請け」に非ず。主体的に。
- ②生徒会活動自体が「学校行事への協力」に偏り過ぎている。
→5つの「内容」を同等に。創造的に。ダイナミックに。

つまり、①により本来の学級活動がまったく機能していないと言っても過言ではない。

また、②によって、生徒会活動に大変な労力を掛けているにもかかわらずダイナミックさに欠ける結果になっている。

では、「生徒会活動」ですべきことは何か。

学習指導要領に明記されているので、ここでは述べない。

よって、27年度は生徒会本部の活動について重点化を図り、学習指導要領に定められている「内容」にバランス良く取り組むことによって、「従来よりも少ない活動で、従来よりも幅も広く大きな効果」を生み出すこととする。

重点化により、同時に軽量化も図る。放課後の活動が頻繁にあって、「部活動に行けない」というのが常態化しているのは異常である。短期的に活動が集中する時期があるのは已むを得ないとしても、「ときどき部活動に行けないときがある」程度にしなければ、「労多くして功少なし」ということになってしまう。

学級活動も、学級担任の裁量を大きくし、それぞれ個性的且つ自主的・主体的な活動をできるようにする。

その第一歩として、今後の生徒会活動の「学校行事への協力」については体育祭と文化祭だけに限定する。

取組内容についても担当者と協議の上厳選し、さらに絞ることとする。

入学式への関わりは、今年度を最後とする。

23. 「小清水義務教育学校」に向けた展望

今年の国会で予定されている学校教育法改正により、「小中一貫校」の設立が認められる。既に法案が提出され、間もなく審議入りすることになっている。

『広報こしみず』に掲載された教育長の町議会での答弁で明らかなように、小清水町は法改正に合わせて平成29年度より「小中一貫校」に移行する予定である。それについては、私もこれまで4年間に渡り職員会議等で繰り返し繰り返し、語り続けてきた。卒業証書授与式での教育委員長の祝辞でも、明確に述べられている。

現段階では下記のとおり概要が定まっているだけであるが、この中身について、これから小中一貫準備委員会で検討を加え、肉付けしていくことになる。

①「小中一貫校」への年次計画

「小中連携、一貫教育推進事業」による展開を軸に、下記のような基本線で推進する。

【平成27年度】ステップ1

小学6年生が「土曜授業（普通授業及び中学校授業参観）」の日に中学校校舎に登校して授業を受ける。ただし、小学校の参観日は小学校校舎とする。

【平成28年度】ステップ2

小学6年生（現5年生）が毎週金曜日と「土曜授業（普通授業及び中学校授業参観）」の日に中学校校舎に登校して授業を受ける。ただし、小学校の参観日は小学校校舎とする。

【平成29年度】小中一貫校開校

6年生（現4年生）が中学校校舎に完全移籍する。

②「小中一貫校」開校への環境整備

一貫校設立までに、先進校の事例を参考にしながら以下の環境を順次整備していく。

1) 小中合同実施

- ①職員会議
- ②校内研修
- ③運動会・体育祭
- ④学芸会・文化祭
- ⑤その他可能な行事等

2) 内容検討

- ①6年生の一部教科担任制
- ②6年生の定期テスト
- ③6年生の部活動への参加
- ④6年生担任の7～9年生授業への参加

3) 検討事項

- ①6年生の制服

なお、小中一貫校の開校は、さまざまな改革を伴う。常に前向きにコペルニクスの転回ができなくてはならない。そのような人材でないと、小清水町では勤務困難である。

よって、

「小中一貫校に賛成できない」、あるいは「小中一貫校は自分には合わない」、「小中一貫校に前向きにたれない」と考えている方は、年限に満たない場合であっても、異動希望を出していただきたい。

私もその希望が叶うよう、全力で努力する。

24. 「土曜授業」の今後の見通しについて

(1) 町の方針としての「土曜授業」

小清水町において「土曜授業」を実施することは、町としての方針であり、教育委員会で議決され、すでに決定されていることである。

なぜ「土曜授業」を実施することになったのかは、先刻承知のはずである。ここでは改めて述べない。教育委員会からの通知にも明確に謳われている。卒業証書授与式での教育委員長の祝辞でも述べられていた。それでも「分からない」というのは、自己責任である。自分の不勉強を恥じていただくしかない。

小清水は、「世の中の制度が整ってから、少しずつ実施すればよい」などと悠長なことを言っている場合ではない状況にあるからこそ、今、実施しているわけである。百年河清を待つ愚を犯すのは、公教育を担う立場にある教員として決して許されることではない。それは、生徒に対する重大な背信行為である。

最前線にいる我々は、全員がそのことを十分に認識しているはずだ。

再度強調しておく。

小清水は、「世の中の制度が整ってから、少しずつ実施すればよい」などと悠長なことを言っている場合ではない状況にある。

教師たる者、この当たり前の状況認識ができていない人はいないと思うが、もしいたとしたら、これもまた「自分のために生徒が存在する」という恥ずかしい考え方を持っていることの証明に他ならない。「授業が増えるのは面倒くさい」という、自己中心的且つ教師たるにそぐわない、情けない考え方が透けて見える。

これは、「今現在の生徒たち」に対する責任という観念が、まったく欠如していると言わざるを得ない。何のために教師の道を選んだのか、改めて自問自答する必要がある。

まずは、教師自身が危機感を持たなければならないのである。危機感のない教師は、それだけで生徒に悪影響を及ぼしていると心得ていただきたい。

なお、念のために確認しておくが、法令も改正され、「制度」は既に整っている。

今後の小清水町の「土曜授業」の大枠については、すでに決定している。

当然のことであるが、年にどの程度「土曜授業」を実施するかは教育委員会の管理運営事項であり、教育委員会に決定権限がある。その基本線は、すでに示されている。報告済みのとおりである。

(2)「土曜授業」に寄せられる期待

また、これも当たり前のことであるが、土曜授業の日数を増やすのは、授業時数を増やすためである。

さらに、言わずもがなであるが増時数は標準時数に埋め込まれているわけではない。「別枠」として存在している。

保護者アンケートの結果では、本校保護者の80パーセント強が「月に1回以上の実施」という要望であり、55パーセント強からは「月に2回以上」という要望をいただいている。内容的には、「普通の授業をしてほしい」という回答がほとんどであった。

それだけ「土曜授業」への期待が大きいということでもある。とはいえ、北海道の条例が改正されないと勤務に困難が生じる部分もあるため、可能な範囲での対応を進めていきたい。

(3)考え方の転換は必須である

私の年代が中学生の時、週の授業時数は34時間であった。毎日50分の授業が6時間あり、土曜日でも毎回4時間の授業があったことになる。小学生でさえ、週31時間だ。もちろん、土曜日は中学生と同じく4時間授業であった。

だからといって体育祭・運動会の後に2日間休んだ経験はない。月曜日から金曜日まで6時間授業を受けて、尚且つ土曜日は4時間授業を受けて、その上で日曜日に体育祭を実施して、月曜日は振替休業でも火曜日は普通に6時間授業だったのである。

土台、土曜日が毎週休業日になった歴史は、僅か10数年でしかない。

そう考えれば、体育祭を「土曜授業」とすることも何ら差し支えない。

もし、体育祭の後の休日が2日も必要だということであれば、むしろ体育祭の内容に問題があるということである。練習も含めて、体育祭の見直しこそが急務ということになる。

また、北海道は体力もほぼ全国最下位である。疲労が残るから休ませるという考え方は、さらに体力の低下を招くだけであり、逆効果である。そのような理由であれば、むしろ毎週でも「土曜授業」を実施し、体力向上に勤しむべきである。

当然のことながら、私は修学旅行の翌日に休んだ記憶もない。全国的にも、生徒の「回復休養日」を設けている都府県は少ない。休日に出発して振替を活用したり、金曜日に帰着したりという工夫をしているのだ。現在は、北海道でも市町村によっては教育委員会規則で「金曜日帰着」と決めているところがある。

よって、本校では「火曜日出発」または「日曜日出発の場合は回復休養日と振替休業を兼ねる」というこ

とを3年前に決定している。今後とも「回復休養日」と「振替休業」を別に設定することはない。

日曜日出発の場合は翌日を「振替休業」とすることもできるが、「土曜授業」に位置付けるために敢えて「休養日」という名称としている。つまり、修学旅行初日が「土曜授業」でなくなったとしても、日曜日出発であれば木曜日が「回復休養日と振替休業を兼ねる」ことになるので、日程としては同じである。名称については、どちらでもかまわないが、職員の振替の取り方が異なるので要注意である。

それでもやはり、旅行後に2日間以上の休みがあったほうが良いということであれば、「火曜日出発」とする。

なお、「月曜日出発」は許可しない。

先にも書いたとおり、小清水町において「土曜授業」を実施することは、町としての方針であり、すでに決定されていることである。今年度からの本格実施により、国数英の授業時数はさらに増加する。

ただ、人間一人一人、さまざまな考え方はあっていい。私人として考えることは自由であり、それは当然のことである。

たとえば、「小清水の土曜授業には反対である」というのも一つの考え方である。前述の「世の中の制度が整ってから、少しずつ実施すればよい」というのもまた、一つの考え方だ。「授業を増やさなくていい」というのも考え方としてあり得る。

それらは小清水町の方針とは相容れない考え方だが、私人として持つのは自由である。

無論、教師である以上、それらの場合は「どのようにすればこの危機を乗り越えられるか」という具体的な案を持っているはずである。持たずに言うのは単なる好き嫌いに過ぎず、無責任この上ない。それは「考え方」ではなく感情であり、傾聴に値しない。

個人として反対であろうとなかろうと、町としての方針、学校としての方針等、決まったことには積極的に従うというのが組織人である。ましてや、公務員の場合は法律にもそれが定められている。

とはいえ、「小清水の土曜授業に反対である」あるいは「世の中の制度が整ってから、少しずつ実施すればよい」「授業を増やさなくていい」「授業が増えるのは嫌だ」というような考え方でありながら、「土曜授業」を積極的に推進している市町村に勤務するというのは、自身の志気に影響することである。それは当然、意識するしないにかかわらず、生徒にも有形無形の好ましくない影響を確実に与えることになる。そのような状況は、職員にとっても、市町村にとっても、生徒にとっても互いに不幸なことである。生徒にとっては迷惑なことでもある。

そう考えると、小清水町の方針に合わせて、前向き且つ積極的に「土曜授業」に取り組む心がなければ、小清水町の教員として力を発揮するのは極めて困難である。

よって、

「小清水の土曜授業に賛成できない」、「世の中の制度が整ってから、少しずつ実施すればよい」、「授業を増やさなくていい」、あるいは「土曜授業は自分には合わない」、「土曜授業に前向きになれない」等と考えている方は、年限に満たない場合であっても、異動希望を出していただきたい。

私もその希望が叶うよう、全力で努力する。

2.5. 埼玉県八潮市と東京都品川区を視察して

感じたことを一言で言うならば、これである。

今のままでは、小清水の子供は百年経っても八潮や品川の子供に追いつけない。

とてつもない敗北感を味わった。こんなことではダメだとも思った。

頭ではわかっている、実際に見てくると、、、、、、これほどまでに違うのか、ここは本当に同じ日本なのか、と肌で感じたのである。

許容限度を遙かに超えている。許容限度という言葉さえも、あるいは使うのが恥ずかしいほどの差である。

「次元が違う」と言っても過言ではない。今現在、その背中さえも見えない状態である。

と同時に、同じ国で生まれ育ったにもかかわらずこれほどまでの差を生み出してしまっていた自分自身に対して、心底怒りを感じたのである。

これもまた稀なことだが、「追いつかなくてもいいではないか」「なぜ追いつく必要があるのか」「違う世界のことだから」などと考える人がいる。不思議なことだが、いつの時代も、どこにでも、そのような低水準

の考え方しかできない人がいるのである。

くどいようだが、これは教師にあるまじき考え方である。公教育である以上、そのような考え方は許されない。さらに言えば、このような差を生み出してしまったのは、他ならぬ教師自身の責任なのだ。その自覚が必要だ。

つまり、ここで言うところの「差」というのは、「子供の差」ではない。
誤解を恐れずに言う。

これは、「教師の差」である。
背中さえも見えない、気が遠くなるほどの「力量の差」「考え方の差」が、そこにはある。
現時点において、小清水の教師は比較できないほどの差を付けられている。

だが、

これは、追いつける。

先に、「今のままでは、小清水の子供は百年経っても八潮や品川の子供に追いつけない」と書いた。「今のままでは」である。「今のまま」でなくなれば、必ず追いつける。

教師だからである。同じ日本の学校であり、同じ日本の教師である。同様のことをできないわけがない。
ただし、教師が「意識」をガラリと変え、「発想」を大転換しなければならない。と同時に、

生徒のために、自分が存在している。

という当たり前のことを常に座右に置き、本気で取り組むことである。そうすれば、必ず短期間で追いつくことができる。

それが、教師としての責任の取り方である。
ただし、それは「改革」ではない。そんな段階の話ではない。

「大改革」である。「大改革」とは、「今までに経験したことのないほどの改革」のことである。

それができなければ、いつまで経っても「今のままでは」から抜け出すことはできない。

八潮・品川に学び、小中一体となって大改革を企画・立案・推進していく。

教師であれば、小清水町、保護者、生徒、任命権者の負託に十分に答え、必ず大改革をやり遂げてくれるものと信じている。

ただ、これもまた「土曜授業」と同じである。前向き且つ積極的に「大改革」に取り組む心がなければ、小清水町の教員として力量を発揮するのは極めて困難である。

よって、

「大改革に賛成できない」、「世の中の制度が整ってから、少しずつ改革すればよい」、あるいは「大改革は自分には合わない」、「大改革に前向きになれない」と考えている方は、年限に満たない場合であっても、異動希望を出していただきたい。

私もその希望が叶うよう、全力で努力する。

26. 全国学力・学習状況調査の結果について

実施日は4月21日である。今年度は理科も実施される。

結果は8月下旬に届く。また、報道発表も同日に予定されている。

昨年度から、結果の公表が可能になった。本校においては、「一般への公表」は行わないが、昨年度と同様に、

保護者に対する説明責任を果たすために、「すべての結果」をそのまま公開する。

ことにしている。

3年生は、小学校6年生の時の全国学力調査において国語・算数・理科ともに沖縄の遙か下に位置する厳しい学年であった。

しかし、入学以来5教科をすべて少人数授業または習熟度別授業としてきた結果、チャレンジテストでは全道平均を、2月の全国CRTでは全国平均を上回っている。

いよいよその真価が問われるときである。どの程度伸びているか、注目したい。

ただし、どのような結果であれ、改善点は必ずある。結果を公開した上で、改善策を全校体制で策定し、保護者に説明する機会を設ける。

なお、「指導工夫改善加配」配置校及び「退職教員等外部人材活用事業」による非常勤講師配置校では、昨年度と同様、前年度の問題の一部を抽出して実施することになっている。配置条件の一つなのである。

これに関しては、後日改めて指示する。

27. 「チャレンジテストデー」の取組

昨年度より、改善策の一部として、

結果を登録するチャレンジテスト「1学期末問題」「2学期末問題」「3学期末問題」については、定期テストに準ずる形で同一日に一斉に実施する。

という形で、「チャレンジテストデー」を設けている。

そうすることで、生徒に「学力向上」の意識を持たせるとともに、保護者に対する啓蒙効果を図る。

道教委の方針により、26年度より「高校入試問題はチャレンジテストの問題を踏まえて作成する」ことになっている。つまり、チャレンジテストは高校入試に直結する重要な位置づけがされたわけである。

しっかりと取り組み、効果を検証したい。

28. よく誤解されること

①卒業証書授与式

「卒業証書授与式の主人公は卒業生である」という誤った考え方によく出会う。

「3年部の気持ち」や「卒業生担任の気持ち」という、意味不明の言葉を使う人も稀にいる。

また、「人に見せるためのものではない」などと、時々首をかしげるようなことを言う人がいる。

改めて述べるが、それらの考え方はいずれも重大な誤りである。

式は、まず第一に学習指導要領に定められている「学校行事」の儀式的行事である。つまり、これは全校生徒が「儀式」というものを「学ぶ場」であり、同時に多くの方々に祝っていただく場である。よって、「見せる」ためのものでもある。

第二に、卒業生は自分たちだけで卒業できるのではないということである。保護者は言うまでもなく、地域の方々や教育行政、職員や下級生の支えがあればこそである。また、公立学校には多額の税金が投じられているということも忘れてはならない。

その意味で、卒業生だけではなく、在校生も、保護者も、来賓の方々も、地域の方々も、もちろん職員も同等の主人公である、ということになる。

情緒的な気持ちはわかるが、教師として、そこはきちんとおさえなくてはならない。

②特別支援の免許状

「自分は特別支援の免許を持っていないので専門家ではない」と考える人がいる。これは、完全な誤解である。特別支援の免許が必要なのは、支援学校である。「法で定められた状態を超える児童生徒」に対する教育は、特別支援の免許を持った専門の教員が支援学校で行うことになっている。

一般学校の支援学級を担当する場合の免許要件はない。つまり、支援学級の児童生徒の教育については、特別支援の免許を所有していない教員も「専門家」なのである。

ただ、特別支援の免許を取得することは、支援の必要な生徒へのより充実した教育に確実に繋がっていく。これは教師としての誠実さの表れであり、それこそ教師の教師たる所以ということができる。

自分は特別支援の免許は要らない、と考えているとしたら、大きな過ちである。さまざまな状態にある生徒を置き去りにしてもいいという意思表示と変わりはない。

教員実務経験3年で、放送大学の通信教育で特別支援の免許が取得できる。専門的な知識・技能の向上のためにも、多くの方にお勧めしたい。

しかも、法令の改正により、今後は支援学校と同程度の生徒が入学してくることが予想される。その覚悟

